

## 松伏町学校運営協議会実施要領

令和 4 年 1 月 2 7 日 教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、松伏町学校運営協議会規則（以下「規則」という。）の第16条の規定に基づき、松伏町学校運営協議会（以下「協議会」という。令和4年松伏町教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任命に関する申し出)

第2条 協議会を設置する学校（以下「対象学校」という。）の校長が規則第7条第1項の規定による委員の任命について松伏町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申し出るときは、以下の事項に配慮し、第1号様式により委員を推薦するものとする。

- (1) 事前に協議会の趣旨を十分説明し、理解を得る。
- (2) 対象学校の実情に応じて、設置効果が期待できる者を推薦する。
- (3) 特定の地域や団体に偏らないように配慮する。

(委員の条件)

第3条 協議会の委員については、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 原則として、対象学校の通学区域に住所を有する者。ただし、教育委員会が必要を認めた場合は、通学区域外に住所を有する者も可とする。
- (2) 教育に関する理解と識見を有する満18歳以上の者
- (3) 松伏町立小中学校の教職員以外の者
- (4) 会議に出席し、意見を述べることができる者

(会議)

第4条 協議会の会議は、1年において4回以内とし、学期ごとに実施するものとする。ただし、審議を伴わない学校の諸行事への参加については、会議とならない。

(会議の報告)

第5条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、教育委員会へ報告するものとする。

- (1) 規則第3条の規定により協議会の承認を得た学校運営に関する基本的な方針
- (2) 会議の開催状況及び会議資料（第2号様式）
- (3) 学校関係者評価の結果

(会議開催の周知)

第6条 対象学校の校長は、対象学校の所在する地域の住民及び保護者に対して、会議の開催について学校だより、ホームページ等によりあらかじめ知らせるものとする。

(会議の傍聴)

第7条 協議会の会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ協議会の会長又は対象学校の校長へ申し出るものとする。また、会議の開催予定時刻までに第3号様式を提出し、会長の許可を得たうえで、指示に従って会議の会場に入室する。

(会議の秩序維持)

第8条 会議を傍聴するに当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 傍聴を許可された者(以下、「傍聴者」という。)は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従うこと。
- (2) 会長は、傍聴者が第9条の規定に違反したときは、傍聴を許可しないものとする。
- (3) 会長は、傍聴者が第10条の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場させるものとする。

(傍聴することができない者)

第9条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険な物その他人に危害を加える恐れがあると認められる物を持っている者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
- (4) その他会長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴の留意点)

第10条 傍聴者は、以下の事項を守るものとする。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- (6) 傍聴を終え退場するときは、当日配布された資料を全て返却すること。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による委員の任命に関する申し出は、この要領の施行前においても行うことができる。